東京都知事

小

池

百合子

組合の名称

事業施行期間

大井一丁目南第1地区市街地再開発組合

平成二十六年十月十六日から令和三年三月三十一日ま

に告示する。

令和三年三月二日

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



^{発 行} 東京都

で

四

品川区大井一丁目及び大井二丁目各地内

施行地区 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区大井一丁目三十四番十一号

五. 平成二十六年十月十六日 変更の内容

目

次

六 事業施行期間を令和四年九月三十日まで延長する。

事業計画の変更の認可の年月日 令和三年三月二日

●東京都告示第二百一号

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可…………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

東京都知事 池 百合子 令和三年三月二日

条第一項の規定に基づき大井一丁目南第1地区市街地再開

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう 発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお ●東京都告示第二百号

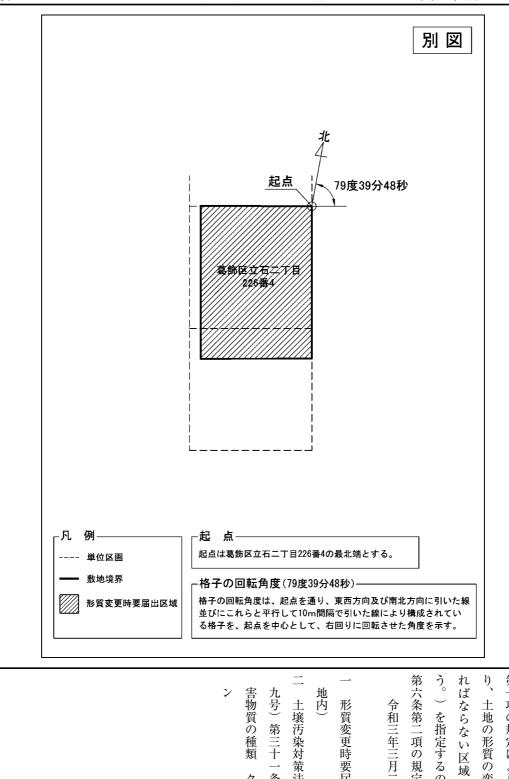
告

示

り、

丁目地内 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区立石二

害物質の種類 セレン及びその化合物 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十



●東京都告示第二百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 第十一

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

第六条第二項の規定により、

令和三年三月二日

)を指定するので、

同条第三項において準用する同法 「形質変更時要届出区域」

次のとおり告示する。

以 下

とい

九号)

第三十

条第

項の基準に適合していない特定有

(平成十四年環境省令第二十

土壤汚染対策法施行規則

害物質の種類

クロロエチレン及びテトラクロロエチレ

地内)

形質変更時要届出区域

別図のとおり(港区芝二丁目

東京都知事

小

池

百

合 子

		別図
起点《	10度42分28秒	凡 例 章境界 単位区画 形質変更時要届出区域
【起点】 起点は港区芝二丁目28番13の 最北端とする。	【格子の回転角度(10度42分28秒)】 格子の回転角度は、起点を通り、東西方に引いた線並びにこれらと平行して10mfにより構成されている格子を、起点を中心に回転させた角度を示す。	可及び南北方向 間隔で引いた線 ひとして右回り

_	(第17285号)	東	京	都	公	報	令和3年3月2日(火曜日)	4
発 行									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163									
都									
○ 新 三 宿									
三									
二 宿 ~									
一丁									
一八									
一									
号都									
郵便番号 163-8001									
定 価									
一本									
箇 号									
郎									
送 六 料 、									
を六二									
									_
電話 席									
○ 都 美									
三京印									
三八百月十									
_									
□丁1 1									
二十二十									
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八二二)五二○一(代) 解13一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 [優-000 本号 三○円]所 [勝 美 印 刷 株 式 会 社 号00									
代号社									
郵便番号									
FSC									
FSC ミックス 紙 F8C* C006270									